

富田林市教育委員会会議録

(令和3年度9月定例会)

令和3年9月29日開催

富田林市教育委員会

1	開催日時	令和3年9月29日(水) 午後2時～午後3時30分まで	
2	場 所	富田林市役所 庁議室	
3	出席委員	教 育 長	山口 道彦
		教育長職務代理者	山元 直美
		委 員	勝山 健一
		委 員	南 栄子
		委 員	水本 哲也
	事 務 局	教育総務部長	澤田 和秀
		生涯学習部長	音羽 伸彦
		教育総務部付部長兼教育指導室長	石田 利伸
		教育総務部次長兼教育指導室次長	西岡 隆
		教育総務課長	木下 治彦
		学校給食課長	松葉 邦明
		生涯学習課長	道籬 覚
		公民館長	阪本 朗
		中央図書館長	野村 三枝
		金剛図書館長	道籬 秀
		教育指導室参事	西川 潤
		文化財課長代理	森口 大士
		教育総務課長代理(書記)	谷塚 昌彦
4	公開の有無	公開	
5	非公開の理由	—	
6	傍聴人数	0人	
7	所管部署	教育総務部教育総務課	

8 議事等の内容

木下教育総務課長 それでは、議事に入ります前に、事務連絡から始めさせていただきます。まず、次回の教育委員会会議の日程でございますが、10月27日（水）の午後2時から、市役所庁議室での開催を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

日程第1につきましては、会議録署名委員の指名について、でございます。

日程第2につきましては、先月8月定例会の会議録の承認でございます。

日程第3につきましては、「教育長報告」でございます。今月は、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、教育委員会顕彰感謝状について、令和3年第3回富田林市議会定例会の報告について、すばるホール条例の一部を改正する条例の制定について、和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分についての5件でございます。

日程第4につきましては、富田林市教育委員会の議決を経るべき議案でございます。今月は、富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について、令和3年度全国学力・学習状況調査結果の公表について、放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱・任命についての3件でございます。

それでは、教育長、開会をよろしく願います。

山口教育長 それでは、令和3年度9月定例教育委員会会議を開会いたします。

会議を始める前に、山元教育長職務代理者の後任として、10月1日から水本委員を指名したいと考えています。

教育長職務代理者の規定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、あらかじめ教育長が指名することとなっており、任期については、特に定められていないことから、別の教育委員を新たに指名するまでの期間となります。

令和3年10月1日からの教育長職務代理者につきましては、水本委員を指名いたします。

水本委員 よろしく願います。

山口教育長 山元委員におかれましては、2年間の職務ご苦労さまでした。また、水本委員におかれましては、今後も引き続きよろしく願います。

それでは、令和3年度9月定例教育委員会会議を開会いたします。

まず、日程第1、会議録署名委員の指名について、今月は山元委員よろしく願います。

山元教育長職務代理者 よろしく願います。

山口教育長 続いて、日程第2、会議録の承認について、先月8月定例教育委員会の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はありませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続いて、日程第3、教育長報告に移ります。今月は、5件の報告がございます。

報告第10号、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、今月は、新規の申請がございませんので、これまで承認したのある行事について、何かご質

問等はありませんか。

特に無いようですので、報告第 10 号についてはこれで終わります。次に、報告第 11 号、教育委員会顕彰感謝状について、教育総務課から説明をお願いします。

木下教育総務課長

それでは、報告第 11 号、富田林市教育委員会顕彰感謝状について、報告申し上げます。報告第 11 号の功績調書をご覧ください。

この度、こどもの安全見守り活動を 10 年以上続けてこられた方が川西小学校区において 15 名いらっしゃいましたので、その功績をたたえ、富田林市教育委員会顕彰規定に基づき、感謝状を贈るものです。以上で、ご報告とさせていただきます。

山口教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はありませんか。

特に無いようですので、報告第 11 号についてはこれで終わります。次に、報告第 12 号、令和 3 年第 3 回（9 月）富田林市議会定例会の報告について、まずは関係する課からすべて報告をいただいてから、ご意見、ご質問をお受けいたしますので、よろしくをお願いします。

それでは、資料 1 から説明をお願いします。

西岡教育総務部次長

それでは、報告第 12 号、令和 3 年第 3 回富田林市議会定例会の報告について、教育指導室関連の質問について、ご説明申し上げます。

資料 1 をご覧ください。大阪維新の会・無会派の会、伊東議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、民間のフリースクールは、公的機関につながるものが困難な児童生徒にとっては、重要な学び場や居場所であると認識しておりますことから、ガイドライン策定や連携協議会の設置を含め、フリースクール等の民間団体との連携の深め方について、研究するとお答しております。

また、年齢による支援の切れ目が生じないように、今年度中に、こども未来室内に子ども家庭総合支援拠点を設置する予定であること、さらに、教育指導室や福祉部門と連携を図りながら対応に努めること、不登校児童・生徒の相談機関の紹介などについて、情報の一元化も含めて分かりやすい情報発信について検討していくと答えております。

また、中学校卒業後の不登校生徒等への支援といたしましては、タブレット端末等の ICT 活用は有意義だと認識しておりますが、端末や教材、人材の確保等課題も見られますので、フリースクール等との連携充実を図っていくこと等、効果的な支援の在り方について、今後、研究を進めると結んでおります。以上でございます。

道旗生涯学習課長

それでは、資料 2 をお願いします。大阪維新の会・無会派の会、伊東議員からの代表質問です。市庁舎の建て替えについて、（1）庁議で合意形成した内容を覆すに至った経緯についての質問でございます。

生涯学習課に係る答弁といたしまして、新庁舎建設に係る施設計画詳細方針について、5 月 31 日の全員協議会でご報告させていただきました。

その後、7 月 17 日の文化団体協議会説明会を実施する中で、小ホール、展示室については、文化活動の中心的な場所であるので、移転場所の見直しを求める強い意見がありました。

8月21日の文化団体協議会役員会ですばるホールへの一部行政機能の移転について、当初の2階と3階に移転する案から4階に配置場所や配置部署の変更を検討することを改めて説明し、後日の理事会で一定のご理解をいただきました。とお答えいたしました。

次に、(2) 想定される反対意見に対して、十分に耐えうる準備を怠ったのではないかとのご質問でございます。

答弁といたしまして、この度、庁舎建て替えに伴い、市の行政機能の一部が移転することとなり、小ホールや、展示室等の利用ができなくなるという反対意見に対する代案として、大ホールや銀河の間の割引料金による利用の提案など、今後検討する方向で準備を進めておりましたが、本移転によって小ホールや展示室が永久的に使えなくなることへの利用者や団体の反対の声が、想定以上に切実で強いものでございました。

また、仮移転期間中に文化団体等が活動を継続できるのであれば、本移転となっても活動自体は継続できるのではないかについては、庁舎建て替えは重要な市の事業であり、建替え期間中の仮移転については、小ホールや展示室という活動拠点が一時的に利用できなくなり、その間、代替場所で窮屈な思いをしても、いずれ戻ってくるということから、文化団体としても一定の理解をされておりました。

しかしながら本移転の場合では、恒久的に小ホールや展示室などの諸室が利用できなくなることから、絶対に容認できない意見が大勢でございました。とお答えいたしました。

次に、生涯学習課に係る(4) 市の方針が迷走していることについての①市民の声を大切にするのは重要なことではあるが、一時的な反対を押し切っても、未来のために決断しなければならないこともあるのではないかとのご質問でございます。

答弁といたしまして、今回の庁舎建て替えは、重要な市の事業であり、既存の公共施設を有効活用することにより、仮設庁舎の建設を省き、事業費の縮減を図るためにも、すばるホールの中に行政機能の一部が移転することは、必要であると考えております。一方、すばるホールは市民文化の振興を図るための施設であり、利用者の皆様の声をきく中で、文化活動への影響をできるだけ少なくする必要があると判断しました。そのため、すばるホールへの行政機能の移転そのものは変更せず、当初予定していた配置部署・配置場所の変更を行うことで、一定のご理解をいただいたものでございます。とお答えいたしました。

次に、資料3をお願いします。ふるさと富田林、坂口議員からの代表質問です。

1. 文化振興に関する本市のビジョンについてで、生涯学習課分は(1)及び(3)から(8)まででございます。

答弁といたしまして、(1) 文化振興に関する所信表明としましては、子どもたちへの伝統芸能継承や若者たちの文化芸術活動に対する支援を行うことで、元気なふるさと富田林を支援してまいります。と表明し、令和3年度施政方針におきましては、富田林まちかどミュージアムを拡充し、より多くの皆様にご覧いただけるよう進めてまいります。と方針を示しました。

文化振興への取り組みとしましては、生涯学習の分野だけではなく、学校教育や

子育て、観光や人権など幅広い行政分野に関連するものと考えております。とお答えいたしました。

続きまして、(3) (4) は関連いたしますので、一括してお答えいたしました。

答弁といたしまして、市民文化祭は、文化団体協議会が、文化振興のために、すばるホールの2階ホール、小ホール、3階展示室等を使用して、毎年実施しております。

しかしながら、本年及び昨年度は新型コロナウイルスの影響で中止を余儀なくされ、大半の大会が実施を見送っているところでございます。一部は動画配信などの手法により継続している場合もありますとし、コロナが収束した暁には、従来どおりの形に戻って、生きた舞台芸術を復活できることを望んでいるところでございます。とつづけました。

すばるホール利用者は、令和元年度、市民文化祭の出演者数は、1,837人、入場者数は、5,372人と聞いておりまして、合計7,209人と、活発な状況でございます。とお答えいたしました。

続きまして、(5) すばるホールへ一部行政機能を移転配置することの影響について、でございます。

答弁といたしまして、市として、全国各地の自治体においても新庁舎建設の財源確保やコストダウンの議論が生じてきている状況も踏まえたものです。

新庁舎建設に係る施設計画詳細方針について、文化振興事業団や文化団体協議会の皆さんにこの間の説明を行い、小ホール、展示室については、活動の中心の場所として、見直しを求める声が多くございました。活動拠点を維持する観点から、小ホール、展示室、ふれあい広場、清光の間、会議室1、音楽練習室について、これまでどおり、ご利用いただけるよう検討しており、8月28日に、文化団体協議会の理事会には、一定のご理解いただいております。ただ、議員ご指摘のとおり、8月31日の文化振興事業団へ説明を行いましたが、ご同意いただけませんでした。

なお、利用者の皆様が、文化活動にできるだけ支障をきたさないよう、4階と3階の一部に集約して行政エリアと文化活動エリアを分ける方策を講じて、できる限り配慮したものと答えました。銀河の間の代替案として、すばるホール小ホール及び市民会館中ホールを利用いただくなど、ご理解を求めてまいりたいと答えました。

続きまして、(6) について、市広報令和3年5月号及び、すばるニュース5月、7月号において、配置部署・配置場所の変更前の小ホール、会議室1、展示室、清光の間、アルデバランについて、利用停止のお知らせを掲載しており、その訂正と周知を求める質問でございました。

答弁といたしまして、当初、市庁舎建て替え工事に伴う、行政機能の一部部署の仮移転のため、令和4年7月から利用できなくなることから、利用申し込みの停止についてお知らせしたものでございます。しかしながら、現在、すばるホールにおける一部行政機能移転に伴い配置部署・配置場所の変更を検討しているところで、未だ決定に至っておりませんが、公平性を担保しながらかつ早急に仮予約ができるよう、ウェブサイト及び館内の貼り紙等により対応してまいります。とお答えいたしました。

続きまして、(7)について、でございます。

答弁といたしまして、すばるホールは市民文化の振興を図るための施設であり、今後、すばるホールの中に行政機能の一部が移転しましても、市民文化の振興を図る施設として位置づけが変わるものではなく、市民が自由な文化活動を展開できるとともに、文化団体の皆様がこれまで築いて来られた文化芸術の歴史と土壌を発展させ、未来へつなげていけるよう、また、文化という横串を通すことによって縦割りの弊害をなくす、行政の文化化の視点も踏まえ、文化振興の更なる推進に努めてまいります。とお答えいたしました。

続きまして、(8)について、でございます。

答弁といたしまして、富田林ミュージアム構想の一環としまして、まちかどミュージアム事業を実施しております。市民が創作した絵画や写真等の芸術作品を市内の公共施設等に幅広く展示して、多くの市民の皆さんが様々な場所で芸術文化に触れる機会を創出するとともに、展示する機会も増やし、本市の文化振興を推進していますとし、今後につきましては、本市の文化振興の方向性を指し示す文化芸術振興ビジョンの作成について、ふるさと富田林応援団をはじめとして、プロの方々の意見を聞き入れるなど、具体化する方向で検討してまいります。とお答えいたしました。以上でございます。

森口文化財課長代理

それでは、資料 4 をお願いします。ふるさと富田林、坂口議員の代表質問でございます。

発言の主旨といたしまして、富田林寺内町の大型町家の空き家対策について、本市の伝統的建造物群保存地区保存条例で、伝統的建造物群保存審議会に調査研究に必要な専門部会を設置することができるが、同審議会での大型町家の空き家対策専門部会の設置と富田林寺内町の空き家対策について市の見解を聞く。と問われました。

次に、本市の埋蔵文化財センターを見学し、今後増え続ける埋蔵文化財をどのように保存していくのか、市の考えを聞く。と問われました。

次に、市民の方が考古学や市史などの講座を自主的にされているが、文化財保護、継承の役割を担い手育成の一つとして市民学芸員制度の導入を考えてはどうかと問われました。

答弁といたしまして、本市の課題の一つとして、伝統的建造物の老朽化や世代交代などによる空き家問題があり、富田林寺内町においても、特に大型町家の空き家は、老朽化による修理に多額の費用も掛かることから、利活用が進んでいないのが現状で、本市としても課題のひとつだと述べました。

伝統的建造物群保存審議会での専門部会の設置につきましては、必要な調査研究をするために、同審議会に専門部会を置くことができると定義されており、現在、建築分野の専門的部会を設置しているところであり、本市としましては、空き家の適正管理及び有効活用は、富田林寺内町だけでなく、市全域で取り組むべき課題であると述べ、同審議会における大型町家の空き家対策専門部会の設置は厳しいものと考えていると結びました。

次に、中学校の余裕教室を活用した埋蔵文化財センターで、発掘調査での出土遺

物の整理作業と保管を行うとともに、施設の一室で出土品の展示をするなど、文化財の保護・活用に取り組んでいる。また、増加が予想される文化財を次世代に残すためには、歴史的な資料を適切に保管、保存することなど、本市の抱える実情と課題の整理が必要と考えると述べました。引き続き、埋蔵文化財センターや他の公共施設の有効的な活用などを含め、調査、研究してまいりたいと、結びました。

次に、市民学芸員は、一定期間の養成講座を受講され、基礎知識を身につけ、博物館などのフィールドにおける展示や講座など、学芸業務のサポーターと位置付けられています。と述べ、本市においても、市民の方が考古学や文化遺産等の研究を熱心にされ、それらをテーマに講演や講座などの活動もされていると続け、今後は、文化財の活用を担っていただける、活動環境を含めた仕組みづくりを構築するために、関係各課と連携をすると、結びました。以上でございます。

道旗生涯学習課長

それでは、資料 5 をお願いします。公明党、遠藤議員からの代表質問です。

地球温暖化の影響といった近年の気温の上昇を受け、熱中症対策として、ウォータークーラーを設置してはどうかとの質問でございます。

答弁といたしまして、(1) について、きらめき創造館、すばるホール、観光交流施設きらめきファクトリーの平成 30 年度、令和 2 年度の各利用者数を報告いたしました。

次に、(2) について、でございますが、3 施設につきましては、空調設備を設置し、熱中症対策として、室温調整に気を配るとともに、館内で休憩していただけるスペースの確保や自動販売機の設置、熱中症対策の注意喚起など、適切な対応に努めているとし、市内公共施設のウォータークーラーの設置状況は、総合福祉会館に、給茶機が 1 台あるのみと続けました。

次に、(3) について、でございますが、来館者の多くは飲み物持参で来館され、また、各施設には、自動販売機を設置しておりますことから、導入にあたっては、近隣市町村の導入状況や、維持管理費を含めた費用対効果を考慮し、研究してまいります。とお答えさせていただきました。以上でございます。

続きまして、資料 6 をお願いします。とんだばやし未来、南齋議員からの代表質問です。

新しい成人式のカタチについて、(1) 若者自らが作り上げる実行委員会形式の導入を提案するが、それに関する執行部の見解を府下の状況と合わせて聞く。との質問でございます。

答弁といたしまして、本市の式典においては、従前より新成人の中から、記念品や花束の贈呈、誓いの言葉の朗読をしていただく方を募集し、ご協力していただいているところです。

大阪府の令和 2 年度調査によりますと、若者が参画する実行委員会形式、又はそれに類する形で実施されている成人式は、約 20 市町村でございました。

実行委員会等の形態としては、新成人のみで組織された運営形態のもの、新成人と OB・OG の参画によるもの、市職員と新成人により組織されたものなど、様々な形態がございましたとし、本市におきましては、富田林市若者条例を制定し、若者の自主性を培い、尊重するとともに、若者や市民等、市が相互の理解と連携のもとに協働

して取り組むことを理念として掲げておりますことから、成人式の進め方については、広く若者の意見を参考にして進めてまいります。

なお、実行委員会形式については、今後、他市の事例を参考にし、調査研究してまいりたいと考えますと、お答えしました。以上でございます。

続きまして、資料7をお願いします。日本共産党、田平議員からの代表質問です。

生涯学習課の関連内容といたしましては、(4) すばるホールの利用者を追い出して、市の分庁舎として、事業の効率性をはかるとしているが、文化活動や発表の場が失われる。多くの市民や利用団体の声をどう受け止めているのか。でございます。

答弁といたしまして、すばるホールへの庁舎移転に関して、サテライト設計室をはじめとしたワークショップや、文化団体協議会、文化振興事業団との協議などで頂いたご意見を踏まえまして、できる限り文化活動に支障が出ないように、小ホール、展示室、ふれあい広場、清光の間、会議室1、音楽練習室について、これまでどおりご利用いただけるように考えており、行政機能については、4階及び3階の一部に集約し、市民の文化活動や発表の場に、できる限り支障が出ないように、努めてまいりたいと考えております。と答弁を行いました。

次に、(7) 市民サービスを忘れた目先の政策の圧縮や文化の切り捨てに安易に走るのではなく、積極的な文化振興や魅力あるまちづくりで、人口増と財源確保に力を注ぐべきでは。でございます。

答弁といたしまして、一般的に、文化芸術について関わることは、市民が心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものでございます。本市としましても、文化を振興する重要性は、認識しているところでございます。とお答えしました。

たとえば、地域のコーラスグループ等に参加して日々活動することにより、新たな仲間との交流が生まれることで生きる意欲を見出す事例や、絵画サークルの中で日々の創作活動を続けることによって魅力ある生きがいを持つことができた事例など、何物にも代えがたい心よりどころとなるものであるとつづけ、文化振興は市民に活力を与える重要な施策であり、その施策の推進が、魅力あるまちづくりにつながるものと考えています。と答弁を行いました。以上でございます。

次に、資料8をお願いします。自由民主党、南方議員からの代表質問です。

新庁舎建替えに伴いすばるホール使用について市民の声等、庁舎の分散配置を受けて多くの声が届いている。経緯と市のビジョンを聞くとの質問でございます。

生涯学習課関連の質問内容ですが、すばるホール使用について利用団体の声や、説明経過を聞くものでございました。

答弁としましては、庁舎の分散配置における行政機能の一部移転につきましては、はじめに本年4月26日の全員協議会で、すばるホールへの仮移転から本移転に変更したことを説明させていただき、5月27日の庁議で改めて新庁舎建設に係る施設計画詳細方針についての詳細を確認したうえで、5月31日の全員協議会ですばるホールの2階と3階に本移転する説明をさせていただきましたとし、その後、市民向けワークショップを行うとともに、7月17日の文化団体協議会、8月3日、11日の文化振興事業団にそれぞれ移転の説明会を行いました。

その中では、2階、3階の小ホール・展示室については、文化活動の中心となる場所

であるので、移転場所の見直しを求める強い意見がありましたと続けました。

団体や市民の皆様からのご意見をお受けしまして、すばるホールにおける一部行政機能の移転に伴い配置部署及び配置場所について再度検討を行い、行政機能を4階及び3階の一部に集約し、できる限り文化活動に支障が出ないように、小ホール、展示室、ふれあい広場、清光の間、会議室1、音楽練習室を今までどおりご利用いただける案で、8月28日に文化団体協議会理事会で一定のご理解をいただきましたが、8月31日には、文化振興事業団へ改めて説明しましたが、同意には至りませんでした。と答弁を行いました。以上でございます。

西岡教育総務部次長

資料9をご覧ください。村瀬議員からの個人質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、中学校の技術・家庭科の中で計画的な金銭管理や未成年取消権等について学習していることを説明しております。また、金銭教育について研究指定を受け、金融アドバイザー等を活用した学習に取り組んでいる中学校や、ネットショッピング・ゲーム課金を題材に消費者トラブルの防止に向けた学習について研究している小学校があることを紹介しております。

今後は、こうした取組みを学校 web ページでも紹介することに加え、学習指導要領をベースに、法務省や消費者庁、大阪府が作成する資料や消費者教育アドバイザーの活用方法について研究することで、よりよい消費者教育を進めると結んでおります。以上でございます。

道旗生涯学習課長

資料10をお願いします。村瀬議員からの個人質問です。

ご質問は、本市における成人式での啓発活動について問うものでございました。

答弁といたしまして、成人式におきまして、毎年、本市から記念品をお送りしておりますが、年金制度や検診、依存症などに関するチラシやパンフレットを担当課からの依頼に基づいて、一緒にお渡しし、啓発しているところでございます。として、

(1)については、人権・市民協働課、(2)健康づくり推進課、(3)商工観光課が順次、お答えいたしました。以上でございます。

山口教育長
山元教育長職務代理者

ありがとうございます。それでは、何かご意見、ご質問等はございませんか。

資料5のウォータークーラーの設置について、よろしいですか。熱中症予防やプラスチック排出削減に有効であるとのことですが、ペダルやボタンを押すと水が噴き出す飲み口が露出しているタイプですと、衛生的な面から、感染症対策が重要な状況下での導入には適さないのではないかと思います。

道旗生涯学習課長

委員のおっしゃるとおり、そのようなタイプのウォータークーラーもございますが、ここでは持参したボトルに給水可能な機器の設置を想定されております。イメージといたしましては、サービスエリアやフードコートで見られるような、紙コップに水を注ぐタイプの冷水器が近いと思います。

山元教育長職務代理者
南 委 員
山元教育長職務代理者
南 委 員
道旗生涯学習課長

その場合は、菌の繁殖やウイルスの拡散等の面で問題はないのでしょうか。

定期的な洗浄等のメンテナンスが重要だと思います。

定期的な洗浄等が必要となると、管理者の負担が増えることになりますね。

これは専用のボトルやタンクを交換して使うものですか。

水道管に直接接続して使う水道直結式のもので、持参したマイボトルの中身を

飲み切った際にウォータークーラーから給水していただくというような運用を想定しており、感染症対策の観点からも問題はないということです。

南 委 員 メンテナンスについてはどうですか。飲料水が通る管内を定期的に洗浄する必要があると思いますが。

水 本 委 員 雑菌が繁殖したりしますからね。

南 委 員 水本委員のおっしゃるとおり、水のあるところは雑菌やカビが繁殖しやすく、やはり定期的なメンテナンスが必要不可欠であると思います。ウイルスであれば数時間で失活しますが、循環式浴槽、いわゆる 24 時間風呂等では、適切な管理を怠るとレジオネラ菌が繁殖し、感染症に繋がったりもしていますので、このようなウォータークーラーの設置の場合にも、十分な安全対策が必要だと思います。

道旗生涯学習課長 ありがとうございます。導入にあたっては、安全対策を含めた適切な維持管理に係る費用等も考慮しながら、研究してまいりますとお答えしております。

山元教育長職務代理者 わかりました。ありがとうございます。

南 委 員 熱中症対策ということであれば、自動販売機の設置の方が適しているように思いますが。

山口教育長 自動販売機の導入状況はどうですか。

道旗生涯学習課長 自動販売機については、それぞれの施設に設置しております。

山口教育長 学校にも設置が進んでいますよね。

石田教育総務部付部長 はい。一部の学校でも、取扱いを水やお茶等に限定して設置しております。

山口教育長 非常に好評だと伺っております。それでは、何かご意見、ご質問等はございませんか。

水 本 委 員 資料 1 の不登校児童・生徒等への支援について、答弁内に「適応指導教室に加えてフリースクール等に関する情報について、保護者や子ども達に配布できるリーフレットを作成したところ。」とありますが、この答弁で述べられている民間のフリースクール等に関する情報とは、どのようなものですか。

西岡教育総務部次長 本市の子どもたちが、ここ最近で関わったり、お世話になったフリースクール等について紹介している web ページが見られる QR コードを、リーフレットに掲載しております。

水 本 委 員 わかりました。また、「フリースクール等と学校が連携し、指導要録上の出席扱いとできるようにガイドラインも策定いたしました。」とありますが、各学校長の判断により出席扱いとなったケース等の情報は、本市教育委員会にも共有されているのでしょうか。

西岡教育総務部次長 はい。各学校からの情報をふまえ、ガイドラインを策定しております。

水 本 委 員 ありがとうございます。最後にもう一点、質問させていただきます。

答弁の最後に、「中学校卒業後の不登校生等への支援を充実させるため、フリースクール等の民間団体との連携拡充を図っていく」と述べられていますが、フリースクール等の民間団体以外に、行政として、たとえば福祉関係等の他の部局など、連携先はあるのでしょうか。学校現場に勤めていた当時にはそういった事例の経験がなく、在校生がいる中で卒業後の不登校生等へのケアを継続していくというのは非常に困難であり、どこへ支援をつなげていけばいいのか、というのが大きな課題であったと

思います。

石田教育総務部付部長

引きこもり等の相談窓口としては、地域福祉課内の「福祉なんでも相談窓口」があり、市役所内の各部局や各専門機関と連携しながら、継続的に支援をつなげていけるよう取り組んでおります。

水本委員

それは、窓口や本市教育委員会に、本人や家族等から相談があった場合の支援策ということになりますよね。中学校卒業後の不登校生等に対して、教育委員会や各関係部局側から、現在の状況はどうかとアプローチするようなシステムはありませんか。

石田教育総務部付部長

なかなかそういったアウトリーチ活動や、独自のシステム構築を行うのは難しいというのが現状でございます。「福祉なんでも相談窓口」のような窓口があることを積極的にお知らせさせていただき、相談に来てもらいやすいよう、働きかけを行っております。

水本委員

家庭においては深刻な状況にあっても、なかなか相談しにくいというケースも多いかと思えます。本人とともに家族も引きこもりになってしまったりすると、窓口で相談を持ちかけることも難しいと思えますので、そのような状況に陥っていないか確認できる仕組みが必要ではないかと思えます。

数は多くなくとも、本市にも毎年数人は、進学や就職することなく、社会や人とのつながりが希薄なまま卒業していく子どもたちがいます。そういった忘れられてしまいがちな子どもたちについて、数は多くないからこそ、なんとかケアできないかと思えますので、今後もさまざまな支援策を検討していただけたらと思えます。

山口教育長

ありがとうございます。昔は進路保障協議会という教員の研究組織があり、生徒の卒業後の進路の調査や提案等を行っていたこともありましたが、最近ではそういった事例もなくなっているようです。

私の知る限りでは、生活困窮者自立支援法が出来て、土曜日の寺子屋学習、平日の寺子屋学習、これは生活保護世帯、児童扶養手当全部支給世帯または同等の所得水準のひとり親世帯が対象ですが、ここでは学習の機会が確保できるというだけでなく、居場所としても機能しているようです。卒業後も勉強を教えてもらいに来る子がいたり、人との接点を持てる場所となっており、これは非常にありがたいことだと思いますし、Topicの取組みでも、年齢の近いロビースタッフや青少年委員会のメンバーが相談相手や話し相手になったりといったコミュニケーションの機会がありますので、そういった部分から、さまざまな支援へのつながりを強化していければと思っております。

それでは、他に何かご意見、ご質問はございませんか。

勝山委員

資料3の(7)文化振興の拠点施設の縮小が文化の薫り高いまちづくりと合致するのかに対する答弁について、「文化という横串を通すことによって縦割りの弊害をなくす「行政の文化化」の視点も踏まえ文化振興の更なる推進に努めてまいります。」とありますが、この文章から具体的なイメージが湧きづらいのですが、具体的にどういった取組みを想定されていますか。

道旗生涯学習課長

文化という視点を持ちながら、行政を行っていく。行政の中に文化振興という部分の視点を入れた行政の運営計画となっております。

- 山口教育長 現在は、たとえば文化財課の富田林まちかどミュージアム事業で、すばるホール等のいろいろな場所で文化財等の展示を行っておりますが、これをもっと広げ、行政にかかわる各課がより積極的に、行政の立場からも富田林の文化を広めていきたいという、そのような方向性を示したものです。
- 勝山委員 縦割りを解消し、部署間の壁をなくして文化振興を進めていくということですね。
- 山口教育長 そうですね。一つの課に限らずサポートしていけたらと思っております。
- すばるホールで下水道事業に関する展示が行われた際には、文化にあまり関係がないのではという指摘もありましたが、そうではなく、行政の切り口でさまざまな取組みを切り拓いていけるところがあると思います。たとえば、本市でもマンホールカードの配布を行っていましたが、マンホールのデザインが文化や地域の活性化に繋がっているように、そういった文化と行政との接点をどんどん作っていこうと、そういうことだと思います。
- それでは、他に何かご意見、ご質問はございませんか。
- 山元教育長職務代理者 資料9について、金銭教育について大阪府の研究指定を受けているとありますが、差し支えなければどこの学校か教えてください。
- 西岡教育総務部次長 令和元年から研究指定を受けている中学校が金剛中学校、今年度から研究指定を受けている小学校が小金台小学校でございます。
- 山口教育長 どういったことをやっているか、簡単に説明をお願いします。
- 西岡教育総務部次長 金融広報アドバイザーの指導で、物品の購入計画や金銭管理の方法等について学び、消費者意識を養うよう取り組んでおります。小金台小学校では、ネットショッピングやゲーム課金を題材に情報モラル学習を効果的に取り入れ、子どもたちに情報を見抜き活用する力や、消費者トラブルを未然に防ぐことができる力の育成を進めております。
- 水本委員 明治池中学校も同研究指定を受けていたことがありますね。私が校長として勤めていた頃には、府からアドバイザーを派遣していただき、家庭科の授業の中で、金銭教育の取組みを強化しておりました。
- 勝山委員 小学校でも題材になるほど、小学生の身近にゲーム課金が普及しているのですね。
- 水本委員 中学校でも、ゲーム課金で何十万という請求があったと保護者の方から学校に相談があった事例があるなど、いろいろなトラブルがあります。
- 山口教育長 支援学級の生活単元学習でも、栽培学習で栽培した大根を教職員等に購入してもらい、お釣りのやりとりで生活に根差した金銭感覚や価値観を身に着けたり、健全な消費者意識を育む取組みを行っております。幼稚園の園児を招待して、お金に見立てた紙と物品をやりとりするお店屋さんごっこを行ったりと、金銭教育には重きを置いておりますが、現在はコロナ禍でなかなか実施が難しいところです。
- 水本委員 錦郡小学校でも同様の取組みをやっていましたね。
- 山元教育長職務代理者 こども商人店ですね。地域の方とも協力して仕入れから販売までを行ったりしていましたね。
- 南委員 現金であれば目に見えて残高の増減がわかりますが、昨今はキャッシュレス決済の普及もあり、より金銭教育の重要性が増していると思います。
- 山口教育長 金銭教育につきましては、今後も重視していきたいと思っております。

それでは、他に何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、報告第 12 号につきましては、これで終わります。

次に、報告第 13 号、すばるホール条例の一部を改正する条例の制定について、生涯学習課から説明をお願いします。

道旗生涯学習課長

それでは、報告第 13 号、すばるホール条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、富田林市庁舎建替に伴い、本年 4 月に策定しました新庁舎建設に伴う施設計画詳細方針におきまして、新庁舎建設規模のコンパクト化をめざす観点から、庁舎機能の一部をすばるホールに移転することとし、現在のすばるホールのレセプションホール（銀河の間）、レセプションホール控室、及びアルデバランの貸し出しを停止するため、所要の改正を行うものでございます。

当初は、すばるホールにおけるふれあい広場・小ホール・展示室などを用途変更し、庁舎機能の一部を配置することとしておりましたが、すばるホールの利用団体や利用者などと協議を行う中で、文化振興機能と行政機能の混在を避けることや小ホール・展示室を存続して、4 階フロアに集約してほしいなどの意見を受けまして、配置を変更したものでございます。

次に、その内容でございますが、別表 1 表のうち、レセプションホール、レセプションホール控室、及びアルデバランの記載を削り、別表 2 表のうち、銀河の間の記載を削るものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

しかしながら、本条例案につきましては、9 月 15 日の総務文教常任委員会で審議されましたが、継続審査と決せられ、9 月 30 日の本会議において、委員長の報告がなされるものでございます。以上でご説明とさせていただきます。

山口教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、報告第 13 号につきましては、これで終わります。

次に、報告第 14 号、和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について、引き続き生涯学習課から説明をお願いします。

道旗生涯学習課長

それでは、報告第 14 号、和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分報告につきまして、事故の概要及び示談の内容につきまして、ご報告申し上げます。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、和解及び損害賠償の額を専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、ご報告をさせていただきます。

まず、事故の概要でございますが、令和 3 年 4 月 1 日 13 時 40 分頃、富田林市本町 4 番付近を走行中、一時停止が不十分な状態で交差点に進入したため、相手方車両と衝突し、損傷を与えたものでございます。

次に、示談の内容でございますが、市の過失を 8 割といたしまして、1,062,776 円の損害賠償金を支払うことで令和 3 年 9 月 6 日に示談が成立いたしました。

なお、賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補填さ

れることとなっております。

以上で、報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

山口教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

南 委 員

これは、個人が加入している保険とは異なりますよね。

山口教育長

はい。自治体が加入している保険になります。

南 委 員

車の修理となると、やはり額は大きくなりますね。

山口教育長

それでは、他に何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、報告第14号につきましては、これで終わります。

続きまして、日程第4、富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移ります。

今月は、3件の案件がございます。まずは、議案第17号、富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について、教育指導室から説明をお願いします。

西岡教育総務部次長

議案第17号、富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について、説明させていただきます。資料の議案第17号をご覧ください。

富田林市いじめ問題対策委員会は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止対策の推進を図ることを目的としております。同委員会要綱第4条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、令和3年7月1日から令和5年6月30日まででございます。なお、今回変更のあった委員には、お名前に網掛けをしております。ご審議よろしく願いいたします。

山口教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第17号につきましては、提案どおり議決といたします。次に、議案第18号、令和3年度全国学力・学習状況調査結果の公表について、引き続き教育指導室から説明をお願いします。

西川教育指導室参事

それでは、本議案につきまして、お手元の資料に沿って説明させていただきます。資料の1枚目、右上に議案第18号と記載したものをご覧ください。

まず始めに、今年度の全国学力・学習状況調査の特徴につきまして2点説明いたします。

1つ目は、令和2年度調査は新型コロナウイルス感染症に係る休校等の影響を考慮し、実施がなかったため、本年度は2年ぶりの実施となりました。2つ目は、可能な限り、多くの児童生徒が同じ条件で参加できるよう、例年より約1ヶ月遅れの日程で実施となりました。それでは、公表予定の資料について、順に説明させていただきます。

最初に、資料上部の横長枠囲みをご覧ください。(1)から(4)に調査の目的、対象学年、調査内容、実施日を、そして枠内右側に、今年度の調査の特徴をまとめております。次に、枠の下、資料左側の学力調査結果をご覧ください。まず、小学校の平均正答率から順に説明いたします。

国語は、全国が64.7%、大阪府が63%、本市は62%で全国と府を下回っております。算数は、全国が70.2%、大阪府が70%、本市は69%で全国と府を下回っております。

次に、中学校をご覧ください。国語は、全国が 64.6%、大阪府が 62%、本市は 64% で府を上回り、全国と同等です。数学は、全国が 57.2%、大阪府が 56%、本市は 57% で府を上回り、全国と同等です。

次に、無回答率をご覧ください。まず小学校ですが、国語は、全国が 4.3%、大阪府が 4.7%、本市は 4.3% で府よりも良く、全国と同等です。算数は、全国が 2.6%、大阪府が、2.5%、本市は 2.1% で全国や府より良好です。

次に、中学校をご覧ください。国語は、全国が 4.4%、大阪府が、5.3%、本市は 4.5% で府より良好ですが、全国より無解答率が高くなっています。数学は、全国が 11.2%、府が 12.8%、本市は 11.1% で全国や府より良好です。

続いて、資料中ほどから右側にかけて掲載している各教科の状況について説明させていただきます。各教科の状況は、資料中央部の枠内に小学校国語から中学校数学の概要を文章で記載し、それぞれの教科の右側に、領域別の平均正答率を表形式で記載しております。

それでは、各教科の状況について、小学校国語から順に説明いたします。まず、資料右側の、領域別平均正答率の表をご覧ください。この表では、本市の平均正答率に加えて、カッコ内に全国の平均正答率を掲載しておりますが、小学校国語では、話すこと・聞くことは全国と同等です。

次に、資料中央の枠内をご覧ください。行頭に丸印を記載したものは全国平均を顕著に上回った内容、三角印を記載したものは全国平均を顕著に下回った内容となります。

小学校国語では、大問 1 の三「目的や意図に応じ、資料を使って話す。」で成果が見られました。一方、大問 4 の (2)、「文の中における主語と述語との関係を捉える」で課題が見られました。

次に、小学校算数をご覧ください。領域別の平均正答率では、「変化と関係」の領域で全国を上回りました。成果が見られたのは、大問 1 (1) の、「二つのコースの道のりの差の求め方と答えを書く」問題となります。一方、課題が見られたのは、大問 1 (2) の、8 人に 4L のジュースを等しく分けるときの一人分のジュースの量を求める式と答えを書く問題となります。

次に、中学校国語をご覧ください。領域別の平均正答率では、「書くこと、言語等の知識や理解」の領域で全国を上回りました。成果が見られたのは、大問 4 の三の、「相手や場に応じて敬語を適切に使う。」問題となります。一方、課題が見られたのは、大問 1 の三の、「参加者の誰がどのようなことについて発言するとよいかと、そのように考えた理由を書く。」問題です。

次に、中学校数学をご覧ください。領域別の平均正答率では、数と式は全国を上回り、資料の活用は全国と同等でした。成果が見られたのは、大問 [1] の、「整式の加法と減法の計算」問題となります。一方、課題が見られたのは、大問 9 (1) の、「平行四辺形になるための条件を用いて、四角形が平行四辺形になることの理由を説明することができる。」問題となります。

また、資料左下に、「小 6 から中 3 にかけて」というグラフを掲載しております。これは、現在の中学校 3 年生が、小学校 6 年生の段階で実施した全国学力調査での

対全国比と、本年度の中学校 3 年生段階における対全国比を比較し、同一集団の伸び率を表したものです。本市は、国語、算数・数学ともに小 6 段階を上回っており、本市の子どもたちの頑張りが見とれます。

続いて、今年度より資料中央の下部に新たに「通過率」の項目を設けました。通過率とは、全国学力・学習状況調査において全国の平均正答率が 70%以上の問題について、当該問題における本市の平均正答率も 70%以上を通過とし、当該問題のうち、何問通過しているかを割合で表したものでございます。

今年度調査で全国の平均正答率が 70%以上の問題は小学校国語で 7 問、算数で 8 問、中学校国語で 8 問、数学で 6 問ございました。大阪府では中学校で通過できない問題が数題ありましたが、本市では対象となる全ての問題で正答率が 70%以上あり、通過率が 100%でした。このことから、全国的にみてもむら無く着実に基礎的な学力が身に付いてきていることが伺えます。

次に、2 枚目、学習状況調査結果をご覧ください。上段には児童生徒質問紙から、下段には学校質問紙から、特徴的な内容を取り上げ掲載しております。

上段の児童生徒質問紙については、「人が困っているときは、進んで助けている」「いじめは、どんな理由があってもいけない」「授業で ICT 機器を活用している」で、小中とも肯定的回答が全国を上回っています。

続いて、学校質問紙をご覧ください。「児童生徒は落ち着いている」では、小中とも強い肯定的な回答が全国を大きく上回っており、本市の学校が全体的に落ち着いている様子がアンケート結果からも見て取れます。

次に、「将来の仕事や夢について考えさせる指導をしている」では、特に中学校で強い肯定的な回答が多くなっております。

また、「学校で 1 人 1 台端末を活用している」についても、小中ともに全国を上回り、児童生徒の回答状況と合わせて、各校で 1 人 1 台端末を積極的に授業で活用している様子が見られます。

以上、ご説明とさせていただきます。

山口 教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

山元教育長職務代理者

コロナ禍で学校が休みになり、子どもたちを取り巻く環境が様変わりしたことで、学習面でも大きな影響があるのではと心配しておりましたが、通過率を見る限り、学力の面ではあまり大きな課題はないように思われます。そのあたりについて、本市教育委員会の見解としてはどうでしょうか。

西川教育指導室参事

全国的に公表されている情報となりますが、今回の全国学力・学習状況調査では、コロナ禍の影響による休校日数が多かった学校と少なかった学校のデータを対照比較したところ、有意差は見られなかったとのこと。本市でも全国と同様に、コロナ禍による影響は大きくないものと捉えております。

山元教育長職務代理者

ありがとうございます。安心いたしました。

山口 教育長

他に何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、議案第 18 号につきましては、提案どおり議決といたします。

最後に、議案第 19 号、放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱・任命について、

生涯学習課から説明をお願いします。

道旗生涯学習課長

それでは、議案第 19 号につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。本議案は、生涯学習課において設置しています富田林市放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱・任命について、でございます。

本委員会は、富田林市附属機関の設置に関する条例に基づき市教育委員会の附属機関とされる富田林市放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱・任命を行うものです。今回の委嘱・任命は委員 14 名のうち、6 名が所属団体等の人事異動等により入れ替わるものでございます。なお、新規委員には網掛けを行い、参考資料としまして、新旧対照表を下部に掲載させていただきました。

以上、提案させていただきます。どうぞ、よろしくをお願いします。

山口教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 19 号につきましては、提案どおり議決といたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただき、長時間のご審議ありがとうございました。

これで、令和 3 年度 9 月の定例教育委員会会議を終了いたします。